

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

令和2年11月19日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	特定		
早川開発(株)	井上 喜郎	南巨摩郡早川町早川1581	山梨県知事許可(特 - 1)第 9318 号	一般	—	令和2年10月12日	令和2年10月7日 付で建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	土と電		
望月電業	望月 勇	南巨摩郡南部町福士2700-110	山梨県知事許可(般 - 29)第 7697 号	一般	土と石電鋼舗しゅ通水	令和2年10月25日	令和2年9月30日 付で建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	—		

2 建設業の許可の一部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	特定		
金丸建設(有)	金丸 隼人	南アルプス市曲輪田2085	山梨県知事許可(般 - 28)第 2652 号	一般	大	令和2年10月12日	令和2年10月7日 付で建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	—		